



グローバリゼーションと女性の人権：
フェミニズム運動の意義と課題

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-03-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊田, 久美子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10466/00017240

女性と人権——ジェンダーの視点からの再考——
第1回 講演2

グローバル化と女性の人権： フェミニズム運動の意義と課題

伊田 久美子

「女性の人権」とは、ちょっと不思議な言葉ではありますが。「人権」とは「人間の権利」なのだから女性も入っていて当たり前なのに、わざわざ「女性の」とつけなくてはならないという現状認識に基づく言葉です。つまり「人権」と言っただけでは女性が人間の中に入れられているかどうかは心もとない、現状は男性に比べて女性の人権は十分に認められ尊重されているとは言えない、という現状認識が、このちょっと不思議な言葉には示されているのです。

〈女性の人権は新しい課題である〉

世界の大多数の国々で女性参政権が認められたのが第二次世界大戦後のことで、日本もそうなのですが、「女性の人権」が世界で社会問題化してきたのは、本当に最近のことで、90年代に入ってから焦点が当てられるようになってきました。世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数ランキングが121位と、今や世界の変化に取り残されている状況がますます露呈してきた日本ですが、1990年代、女性の人権については他の国々も似たような状況でした。

私はイタリア研究が専門なのでイタリアの例を紹介します。カトリック

国イタリアでは神の秘蹟である結婚は解消できず、法的に離婚が認められたのは、70年代のことです。1970年に離婚法が成立し、1974年の国民投票によって定着しました。また1975年に家族法が改正されましたが、それ以前は、親権とは父権のことであり、妻の姦通のみが別居要件となり得るなど、夫の優位が定められていました。夫には妻の懲罰権まで認められていたのです。

さらに、1920年に成立したロッコ法と呼ばれる刑法によって、「家族の名誉」を守るための配偶者、姉妹の殺害は「名誉犯罪 *delitto d'onore*」と定義され、その罰則は一般の殺人に比べて非常に軽いものでした。夫以外の男性との性的関係だけでなく、家長の意に反した娘の恋愛関係などが「家の名誉」を傷つけたとされ、そうした女性を殺す夫、婚約者、父親や兄弟に対する情状酌量が定められていたのです。

「名誉犯罪」とともに、性暴力加害者が被害者と結婚すれば無罪となる「修復結婚 *matrimonio riparatore*」というものが定められていて、被害者およびその家族は名誉のためにそれを望むことが当然とされていました。1965年にシチリアで強姦の被害を受けた18歳のフランカ・ヴィオラは史上初めて加害者との結婚を拒絶して加害者を訴え、加害者は11年の刑に服しました。

1970年代フェミニズム運動を経て、これらの差別的法規は、私が留学していた1981年になってようやく廃止されました。しかし強姦が1人の人間に対する人権や自由の侵害ではなく公序良俗を乱す犯罪とされる刑法上の位置付けの抜本的な変更は、1979年以來要求されながら、1996年の性暴力禁止法の成立を待たねばなりませんでした（伊田 2018）。

日本の刑法には名誉犯罪や修復結婚はありませんでしたが、性暴力は今なおかつてのイタリアと同様の位置付けにとどまり、近年ようやく見直しの緒についたとはいえ、2020年現在この見直しはされないままです。イタリアのジェンダーギャップ指数も76位と、EU諸国でギリシアに続いて低い状態であることを考えると、近年の日本の取り残された状況の深刻さもまた明らかであろうと思います。

〈定義により見えてくる現実：「女子ども」の人間化〉

さて、ここであらためて第二次世界大戦後、20世紀後半以降の世界の動きを見てみたいと思います。戦後いち早く国連憲章前文（1945年）、世界人権宣言（1948年）に、男女平等が明記され、日本を含む多くの国々で女性参政権が実現しました。つまりほとんどの国では20世紀前半までは、市民権における公然たる差別がまかり通っていたこととなります。1946年には国連に女性の地位委員会（CSW）が設置され、60年代には国際人権規約への男女平等の明記（1966年）、女性に対する差別撤廃宣言（1967年）の採択が実現します。

しかし決定的な新局面に入ったのは1970年代以降のことです。周知のように国際女性年世界女性会議が1975年に開催され、国連女性の十年の取り組みが開始されました。1979年の女性差別撤廃条約の採択、北京会議（1995年）に至るまで4回の世界会議ごとに行動計画の内容は進化していききました。

そうした流れの中で、1993年に女性に対する暴力撤廃宣言が国連総会で採択されました。女性の人権が国際的課題として焦点化してきたのは、1990年代に入ってからという、ほんの30年前くらいのことなのです。しかしその後の変化は目覚ましいものがありました。当事者女性を中心とする草の根の闘いの蓄積によって、セクハラ、DV、戦時性暴力、ストーカーなど、ジェンダーに基づく暴力と人権侵害が社会問題化、つまり「見えるように」なってきました。グアテマラやメキシコなど中南米の国々では、こうしたジェンダーに基づく暴力による女性殺害を意味する「フェミサイド」という犯罪カテゴリが提唱され、使用されるようになりました。このカテゴリによって、女性が犠牲者となる殺人事件は大部分が家族や親密な関係にある男の加害者によるものであるという実態が明らかになります。子どもの権利も取り組まれ、1989年には子どもの権利条約が採択され、子どもの虐待や児童労働など深刻な人権侵害に焦点が当てられるようになりました。日本は1994年に批准しています。

ここで生じたのは「女子どもの人間化」ともいうべき現象です。逆に言

えば、それまで女や子どもは権利主体として一人前の人間として十分に認められてはいなかったということになります。人権とは、「人間」とみなされる者の権利であり、人権を論じることは、誰が「人間」とみなされているかを絶えず問いなおすことであると言えるでしょう。

イタリアでは女性運動の要請により法務省統計局が2010年以降のデータ集計を行った結果、女性が被害者である殺人事件の実に85%がフェミサイドであること、またほとんど3日に1人の女性が殺害されていることが明らかになり、大きな反響を起こしています。以前にはなかった「フェミサイド」という定義によって集計して初めてそのような衝撃的な実態と対策の必要性が明らかになるわけです（伊田 2018）。

〈1960年代、夫の妻への暴力は称賛さえされていた〉

日本における認識の変化を見ていく上で、ちょっと面白いなと思ってお見せしようと思うのですが、朝日新聞beの「サザエさんをさがして」という、昔のサザエさんの漫画を紹介して時代背景を解説するといったコーナーがあります。2018年8月4日掲載の記事では、1969年の漫画「サザエさん」が取り上げられています。男が女を殴ってますね。思い切り殴っています。これは夫婦のようなんですが、「オフクロにくちごたえした」という理由で妻を殴る夫がまるで英雄のように居合わせた人々に称賛されています。この感覚が1969年という時点でまだ残っていた。「なつかしき情景ですなァ」と言っているところを見ると、「日常茶飯事」というわけではなく、古き良き時代のものとして姑に従わない妻を殴る夫が懐かしまれるという時代感覚だったということがわかります。もう少し考察を追加すれば、女性はネクタイをしています。当時女性のネクタイが流行っていたかどうかははっきり覚えていませんが、夫婦でバス停にいるところを見ると、おそらくは共働きで、妻は「ハイカラ」なキャリア女性なのでしょう。それが「姑に口答えする生意気な女」として描かれています。弁護士の角田由紀子さんが「自分の女房を殴ってなぜ犯罪に？」というのが日本の男の普通感覚であったが、今も

それはなくなっていないと解説されています。サザエさんのような漫画は同時代の人々の一般的な認識やメンタリティを知ることでできる非常に優れた資料だと思うのですが、1970年代を目前にしたこの時期、夫の妻に対する暴力は称賛さえされるという状況であったことがわかります。

〈公私区分の変更としての女子どもの人権〉

そこで問いを立ててみたいのですが、まず、なぜ女性の人権はこれほど最近になるまで注目されなかったのか？日本だけでなく世界的に近年になるまで女性の人権問題は本格的に取り組まれなかったのはどうしてなのでしょう。二つ目の問いは、ではなぜ近年になって女性の人権が注目されるようになったのか？遅れていた認識が、時代が進むにつれて進化した、というような理解では、この間の変化を説明することはできないのではないのでしょうか。

1970年代以降に女性問題は国際的な課題として取り組まれるようになりました。1975年の国連による国際女性年世界女性会議開催以降の国連女性の十年の間の1979年に女性差別撤廃条約が国連総会にて採択されました。日本は中間年である1980年にコペンハーゲンで開催された第2回世界女性会議でこの条約に署名はしたが批准できませんでした。国内法に女性差別撤廃条約に抵触するものがあり、少なくとも三点の是正を要求されたのです。それは国籍法改正、雇用機会均等法の策定、そして家庭科の男女共修です。

日本の国籍法は、今の学生さんに説明すると驚かれるのですが、それまでは父系血統主義で、父親が日本人でなければ子どもが日本国籍を得ることができなかったのです。それが1984年の改正により母親が日本人である場合も国籍継承できることになりました。

男女雇用機会均等法はご存知でしょうが、大変な困難を経て大いに妥協を重ねた結果、大変不十分な状態ではありますが、1985年に成立しました。雇用の平等に関する法律は、1964年に公民権法で差別を禁止したアメリカを例外として、ほとんどの国が70年代後半以降に、大急ぎで策定しました。

家庭科の共修については実現が1994年ということで、一番時間がかかったのですが、見通しが立ったということで、三つの課題を一応クリアして、国連女性の十年の最終年である1985年にやっと批准することができました。

これらの法制度改正は、いわば「外圧」によって実現したと言えます。国連女性の十年のような世界の動向がなければ、日本独自で自発的にこうした改正ができたとは到底思えません。女性差別撤廃条約を批准するとは、国内法と同様にこの条約を遵守するということであり、言ってみれば「内政干渉」のような形で国内法が改正されたのです。

そしてこうした女性の権利という課題には子どもの権利についての取り組みも続きました。すでに述べたように、1989年には国連で子どもの権利条約が採択され、日本も1994年に批准しています。子どもの権利条約についても多くの議論があり、「しつけや指導が必要ではないか」というような意見も少なからず表明されましたが、それは人権の拡張ということの意味をあらためて考えさせられるものでした。つまり「子ども」という、保護の対象とされてきた存在には一人前の人権が認められず、それゆえに人権侵害は暴力として定義されず、「しつけ」「指導」「矯正」と呼ばれてきました。女性の人権と同じ構図に置かれていたと言えるでしょう。

その後児童虐待防止法（2000年）、DV防止法（2001年）が相次いで成立しました。もちろん十分な法律とは言えず、数回の見直しを経てなお改善すべき課題は山積していますが、ここで確認したいのは女や子どもなど家族への暴力は重大な人権侵害であることが正式に認められたということです。これはもはや家庭の中の私的な出来事ではなく、公的な問題であるということです。

ここで生じているのは公私という、近代国家におけるかなり根本的な区分線の変更です。70年代以降、この区分線が次第にゆらいでいったと言えます。それが私的領域とされてきた世帯に包摂された「女子ども」の個人として、権利主体としての登場を可能にしたと考えられるのです。「個人的なことは政治的である」という70年代フェミニズムのスローガンはまさにこの公私区分をゆさぶっていたのです。

〈一人称の政治：個人としての女性の登場〉

では、まず第1に公私区分をゆるがすという効果を持った女性運動はどのような情勢において登場し、どのように機能したのでしょうか？ 次に世界女性会議や国連女性の十年のような、日本にとって「外圧」となったような国際社会の取り組みは、どのような経緯で実現したのでしょうか？さらには「人権」というテーマの意義です。私自身は社会の大きな変化の中で、人権は今までないほどに課題としての重要性が高まっていると思っています。

近代国家は政治的にも経済的にも、また社会規範としても、世帯を単位に構成されてきました。この「世帯」とは強固な性別分業と非対称な権力関係によって構成されることを前提としており、基本的に男性世帯主によって代表されていました。第二波フェミニズムの最も有名なスローガン「個人的なことは政治的である」が何を意味しているかをあらためて考えてみると、これは「世帯成員の利害がもはや必ずしも一致しない」ということを示しているのではないのでしょうか。私的領域とされてきた世帯の中に政治的、すなわち公的に位置付け対応されねばならない問題が生じている、ということは、従来世帯成員の利害は世帯主の利害として代表されているものとみなしてきた制度への痛烈な異議申立てなのですが、世帯成員が個人として登場しなければこの変化は生じ得ないのです。第二波フェミニズム運動の特徴の一つとして「一人称の政治」ということが挙げられます。「日本は」とか、「アメリカは」だとか「労働者は」、あるいは「われわれは」ですらなく、「私は」と一人称で語る政治、ということです。私自身が何を経験して何を求めているか、それは個人的な問題であるだけでなく、そのまま政治的課題なのだということで、「政治」の捉え方自体をも変化させていったと思います。そこで一人称で語られる政治とは何か、ということですが、特徴的に現れてきたのが、それまで政治において重視されることのなかった「身体」「性」「生殖」といった課題であり、さらに自身に関わるこうした課題についての女性の「自己決定」の主張であったわけです。

90年代以降に前景化したDVや性暴力の告発やセルフヘルプ運動は90年代に始まったわけではなく、すでに70年代から取り組みが始まっています。例えばアメリカではBattered Women（殴られる女たち）という、シェルター運動が始まり、イタリアでも「夜を返せ」という女たちの性暴力に反対する行動が展開しています。日本でも韓国とのフェミニストとともにキーセン観光に反対する運動が、70年代前半から取り組まれ、「慰安婦」についてのユン・ジョンオクさんの調査研究は1980年に開始されています。70年代からのこのような運動の蓄積が90年代以降の女性の人権の焦点化を準備してきたと言えるのではないのでしょうか。

「一人称の政治」についてももう少し付け加えますと、世帯の中に当たり前のように組み込まれてきた母や妻としての役割と労働を担う「主婦」、そしてこれまた当然のようにこうした役割を背負って働くと言われる「婦人労働者」ではなく、一人称の個人としての女性の権利が主張され、女性という主体が世帯を超え国境を越えて、グローバルに形成されていくという女性の変化が、毛沢東の言葉である「燎原の火」に例えられたように、瞬く間に国境を越えて広がっていったのです。その変化は今日に至るまで加速的に継続していると思います。

これは従来男性世帯主単位で構成されてきた国民国家というフレームにおいて「世帯」の中に「扶養家族」として埋め込まれ、男性に代表されていた女性が、個人として登場してきた、ということです。「世帯単位」は近代国家において非常に強固なものであり、ゆらいでいるとはいえ、今日なお非常に強固に残存しています。

ともあれ、個人としての女性の声が登場したのが70年代の始めであったと言えるでしょう。先ほど70年代の女性の課題として挙げた「性」「生殖」「身体」「自己決定」という課題は、まさに「産む」という、再生産に関わる課題であり、ここで交渉されたのは再生産労働であったと言えると思います。家事、出産、育児を交渉基盤として、出産ストライキ、という表現もありましたし、家事労働へのストライキという呼びかけもありました。世界経済フォーラムのグローバルジェンダーギャップ指数（GGI）が世界1位のアイスランドでも、女性の運動の始まりは1975年の家事労働ストラ

イキであったそうです。もっとも重要な政治課題として中絶問題が登場したことも、再生産が焦点であったことを示しています。

60年代末に産業先進国で何が生じていたかという、若年労働力の不足です。教育水準が上がり、中卒で働く人たちが減少しました。欧米諸国では移民労働力の導入に舵を切っていきましたが、日本では既婚女性がパート労働に駆り出されていきました。70年代は国内に安い労働力が不足したため、国外で安い労働力が供給できる場所に生産拠点を移していくという、NIDL（新国際分業）が進んでいきました。産業先進国では高度成長の挙句に公害問題が深刻化していましたが、環境への規制がより緩い場所という選好も移転を促進したと思われます。

それと同時に資本、そして労働者の国際移動も活発になっていきます。先進国を中心に製造業中心からサービス業への比重が大きくなる産業構造の転換が生じます。生産拠点、資本、労働力が国境を越えて移動するという状況になってきます。

ちょうど同じ時期である70年代に、グローバルな女性の運動が登場しました。国籍を超えて、「女」という主体による運動が登場します。「シスターフード」という語は、もちろんある種の幻想ではありますが、グローバルな女性主体の登場を表す語として、共感を持って使用されてきたと思います。

〈労働力再生産を基盤とする交渉としての女性運動〉

この時期に一体何があって、このような女性の変化が生じたのか、を考えてみましょう。結論を先に言えば、女を隠していた国家主権と世帯がゆらぎ始めた、ということであろうと思います。このことが公私区分のゆらぎと変更を可能にしたと言えるのではないのでしょうか。

国民国家は特に第二次世界大戦後には多くの国々で福祉国家として、労働力を健全に育てていく、つまり労働力の持ち主である人間を大切に維持、再生産していくことを目指しました。経済学者のスーザン・ヒメルヴァイトは、「資本家と労働者の一体化した利益」と呼び、それが近年の緊縮政

策によって破壊されていったと述べています（Himmelweit 2017）。

労働力再生産、労働力の質の維持向上、女性の役割としての無償労働、性、生殖の管理こそが福祉国家の役割であったと考えれば、世帯単位は従来の資本主義の要であったと言えます。労働力が資本主義の不可欠の要素である限り、労働力再生産は強力な交渉基盤であり続けることができます。少子化という労働力供給にとっての危機的状況において、女性の労働力を活用しながら家事育児介護などの再生産労働を国家が保障するという「応答」を引き出すことが、70年代以降のフェミニズム運動の課題であり、それは一定程度の成果を上げることができたと言えるでしょう。

80年代には「労働力の女性化」が世界的に進展します。NIDLによって途上国に移転した生産拠点において安価で従順な労働力と見なされる女性労働力、そしてサービス産業の拡大とともに、接客、ケア、そしてセックスワークまで、労働集約的な女性の労働力の需要は高まっています。女性労働はかつてのような「バッファ」「景気の調節弁」ではなく、不況時にも撤退しなくなりました。失業率は女性の方が低い、というような現象が起きているのも当然ではあります。

グローバリゼーションは世帯内の無償の再生産労働だけでなく、生産労働においても、労働者としての女性を可視化しました。市場における労働者としての女性の可視化は、女性が無償で担ってきた再生産を基盤とする交渉の成果をさらに上げることになったと言えます。「子どもを産んでも働き続けられる」ということが目指されるのは、こうした労働力の女性化を経てのことです。そして再生産労働もまた市場化の対象として、家事代行支援サービスの分野を拡大し、有償家事労働者への注目を高めることとなります。

〈ジェンダー平等を推進する経済的関心〉

そこでなぜ1970年代に国連の世界女性会議が開かれたか、ということを考えてみたいと思います。「世界女性会議が開かれました」と言われますが、自然に開かれるわけではないですね。国連の世界会議を開催するに

は、大変な議論と根回しと準備が必要です。

女性問題というイシューも存在していなかった国連で、どのようにしてこのような会議が実現したのかという経緯を少し調べるとわかるのは、メキシコでの第1回世界女性会議開催を強力に推進したのはWID（開発における女性）アプローチのネットワークでした。WIDとは経済開発が女性を取り残してきたことを指摘し、女性を対象にしないと本当の意味での開発にならない、女性を開発政策に位置付けなくてはならないとする開発アプローチです。したがって、これは非常に強い経済的関心によって始められた動きなのです。このことは今日に至るまで続いていると私は思っています。国際的ジェンダー平等政策とは、まさに経済的関心によって推進されていると言えるのではないでしょうか。この課題に熱心に取り組んでいるのは、OECD（経済協力開発機構）、日本が121位という最悪の順位に甘んじているジェンダーギャップ指数の国別ランキングを毎年公表する世界経済フォーラム（ダボス会議）、IMF（国際通貨基金）、UNDP（国連開発計画）、世界銀行など、経済や開発関連機関であり、それらの機関がジェンダー平等政策を積極的に推進し、「ジェンダー平等と女性の活躍が経済成長を促進する」というメッセージを繰り返し発信し続けています。

〈グローバル化と人権〉

このような経済のグローバル化の観点から人権問題を論じているのが、アメリカの社会学者であるサスキア・サッセンです。サッセンはなんども来日していて著作も翻訳されていますから、お読みなっただ方もおられると思います。やや古いのですが1998年に書かれた本で2004年に翻訳が出ている『グローバル空間の政治経済学』（岩波書店）の中で、グローバル化の観点から人権問題を取り上げています。ここでサッセンは通常とは相当異なる視点で人権を論じているので、私はこれを読んでかなり衝撃を受けました。

サッセンは、普遍的な人権が前景化してきたのは、70年代にNIDLによる経済のグローバル化の進行によって国家主権がゆらぎ出した時である、と

述べています。国家の枠の下で国家単位での交流を行うインターナショナル、国際化というより、国境を越えて資本主義そのものが、経済活動が動いていくようになったことを資本主義の「超国家化」と呼んでいるのですが、資本主義の超国家化によって人権問題に変化が生じている、その中で特徴的なのがどこの国にも属することができない難民、それからグローバリゼーションの中で合法的にも非合法的にも国境を越えていく移民、それと女性である、と言っています。難民、移民、女性は従来見えにくかった人たちであり、その人たちの権利が超国家化によって見えるようになってきたと言うのです。その中で世帯の中の女性ではなく、個人としての女性が登場してきた、ということなのです。グローバリゼーションによる国家の変化をサッセンは「超国家的法レジームの出現」と言っています。国際人権規約はその一つです。考えてみれば女性差別撤廃条約もそうです。これらは国家に属するものではなく、まさに「民間」であり、「民間化された超国家的法レジーム」の出現なのです。そこで何が生じるかと言うと、国家の権能の様々な構成要素が、超国家的組織に再配置されるということです。超国家的組織にあれこれ言われて一国の中で勝手に決められない、あるいは変更を迫られることが出てくる。WTO（世界貿易機構）もそうした位置付けです。またこれはEUを念頭に置いて論じているようですが、移民の受け入れ政策は超国家的機関に一定の権限が移譲されています。出入国というのはまさに国家の専権事項なのですが、それがEUという超国家機関に一定の権限を移譲するという状況が生じています。移民難民問題の裁判で国際人権規約が多用されるようにもなっています。国家は経済のグローバル化に資する法改正や改革を行う戦略的な制度となっている、とサッセンは述べています。これを70年代に始まり8-90年代に進展した変化として論じているのです。非常に遅ればせながらではありますが、日本もようやくそのような段階に入りつつあるのかもしれませんが。

〈人権の場としての個人〉

このような人権の変容によって、個人は国家の主権に対して異議申し立

てを行う場として登場し、様々な国際人権条約によって国家は主権を制約されることとなります。1990年の国連決議「全ての移民と家族の権利保護」はこのことを端的に示しています。女性、エスニックマイノリティ、移民、難民など、社会的底辺層の市民権や社会権が徐々に拡張されてきた、とサッセンは述べています。

こうした国家主権のゆらぎによるインパクトは国境の外部との関係にとどまりません。サッセン（1998=2004:162）が引用する次のような指摘は示唆的です。「古典的自由主義の伝統では国家は家庭と家族には介入しない。国際法によれば、国家は他国の内政不干渉の立場をとる。女性は国家主権の中に包摂される限り、所与の国家の領域の中に限定され、国際法の観点からは見えざる存在となる（Knop 1993）」。国家主権のゆらぎは世帯の中の個人を可視化し、男性世帯主に代表されない個人としての女性の登場を可能にした、と言えるのではないのでしょうか。

国際的な場における非政府組織やマイノリティの発言力が拡大し、女性の地位の台頭と国境を越えたフェミニストの連帯の形成は、まさに超国家的個人としての女性の登場によって実現したと言えるでしょう。先ほども述べた女性差別撤廃条約の選択議定書については、日本はまだ批准しておらず、早く批准せよというプレッシャーは国内外で高まっていますが、批准していなくても、実態としてすでに女性たちは国際機関で、国家主権に対しての異議申し立てを行っています。近年マイノリティ女性たちが国連人権委員会で行動していますが、以前にも住友男女賃金差別裁判の原告らがILOに申し立てに行っています。人権は国家に対して個人が異議申し立てをする場となってきたということであると思います。「非国家的主体や主題が入り込んでくる公式的な新しい突破口をグローバル化が切り開いている」とサッセンは述べています。「国家の一員たることは、権利を実現する唯一の基盤ではない。市民であるかどうかにかかわらず、すべての居住者は自らの人権を主張できる。人権は国民を基盤とした市民権の原理と国民の境界を侵食し始めている。……国家は人を市民（つまり国家のメンバーシップの保持者：筆者注）としてよりも、人を人として扱わねばならない。個人は市民であるか外国人であるかにかかわりなく、そして……男

であるか女であるかにかかわりなく、いまや法の対象であり、権利の拠点である」(Sassen 1998=2004:166-168)。

これが実現されているかはともかく、理念として広く共有されるようになってきました。そしてそれに対する反動もまた強くなっています。このように考えると、極右の国家主義者が人権を激しく敵視する理由もわかるような気がします。

この間グローバリゼーションの中で規制緩和が進行していますが、規制緩和とは、考えてみれば、国家の重要性が低下していくことの別名であると言えます。国際商事仲裁機関や、信用格付けの会社などの影響力が大きくなっており、サッセンはこれを超国家的法事務の民営化、と呼んでいます。それにより競争が「自由に」行われる、競争化された空間が作り出されますが、しかしこれは女性が個人として、主体として、目に見える存在となり、国民国家の内部における世帯に埋もれ、成員資格が目に見えない状態にあることから抜け出ることができる空間であるとも言えるわけです。女性の地位向上やジェンダー平等が、「女性も能力が発揮できる」だとか、「能力のある女性が男性と対等に活躍できる」といった能力主義、競争主義のレトリックで語られがちであることは、女性が個人として出現できることを可能にした空間の競争的性質によるのかもしれない。

〈グローバルな女性の連帯と目的としての女性の人権〉

しかしその中で女性の運動のグローバルな連帯もまた進んでいくことになります。主体としての女性は、必然的に世帯を強固な単位とする近代国家の枠組みを超えて形成されるからです。

国家主権のゆらぎは経済のグローバリゼーションの効果の一つであり、経済的関心によるジェンダー平等の推進が進むのはある種の必然ではあります。しかし人権フレームの変化により女性の人権侵害、女性に対する暴力の撤廃がグローバルな政治課題になったことの意味はとても大きいと思います。つまりジェンダー平等がグローバルな政治課題となってからも、女性は少子化だとか介護労働の担い手だとか、労働力再生産の道具、さら

には経済活性化だとかのための道具、手段として扱われてきたのですが、女性の人権というイシューは、女性は政策の道具ではなく、政策の目的であるという当たり前のことを主張しています。女性を排除してきた社会をなんとか持ち直させ持続させていくための道具として女性の人権が利用されるということは、人権フレームのユニバーサルな変化においてはありえないことです。

〈男女共同参画と女性活躍〉

ここで、この間日本で推進されてきた「男女共同参画」および近年の「女性活躍推進」という政策について考えてみましょう。これらの政策は、労働力再生産の市場化と女性労働力の活用という資本動向に沿った政策として位置付けることができると思います。

「男女共同参画」は、男女で担うことにより労働力再生産を確保しようとする政策であり、もはや「男」が抜け落ちている「女性活躍」は、男性の家事参加よりは、再生産の市場化を前提に、「活躍」できる女性に家事奉仕する家事労働者や多様に商品化された家事サービスを出現させ、女性間格差の推進によって女性労働力を多様なレベルで活用して経済を活性化させようとする政策であると言えるのではないかと思います。

〈女性主体の変化：世帯から個人へ〉

すでに述べたように、労働力再生産の確保は福祉国家の要件であったと言えます。イギリスと日本では福祉のレベルが相当に異なることはさておき、労働者と資本家の利害が「一致」して、労働力商品＝人間の生活の質の向上が図られたわけです（Himmelweit 2017）。しかし女性はこの「一致」に個人として参加していたわけではありませんでした（伊田 2017）。再生産されるべき労働者とは、「女房子どもを養う労働者」つまり家族賃金を支払われるべき男性世帯主労働者でした。「利害が一致していた」とされる時代に、女性はその利害の主体的享受者ではなく、せいぜい世帯主を

通じて恩恵にあずかるというトリクルダウンの対象にすぎませんでした。

女性主体の変化は母親運動や主婦の運動のような「母」や「妻」としての「家族」のための運動を、女性自身を主体とする運動へと変化させてきました。世帯内の個人の利害は必ずしも一致しないことを女性たち自身が認識し始めたのです。

〈労働力再生産の交渉力の低下?〉

出産・育児（再生産）を基盤とする交渉は、日本においても育児介護休業法の突然の成立をはじめとする少子化対策など、一定の時期に一定の成果を上げてきました。

しかし少子化対策の本気度は近年ますます疑わしいものとなっています。医療費の妊婦加算（現在は廃止されています）にも驚きましたが、消費税引き上げに伴う軽減税率は再生産には全く無配慮であり、生理用品や紙おむつなどの必需品も配慮の対象外です。一方外国人研修生のように劣悪な条件で「労働者」として定義されることなく働く外国人労働力のさらなる導入が進められ、非正規雇用者の増加に加えて、非雇用のフリーランスがさらに増加しています。このことは人間の労働力の商品価値の低下を表しています。近年の労働組合の交渉力の著しい低下もその結果ということなのではないでしょうか。労働力商品の再生産はすでに交渉の「梃子」としての価値を大幅に下げて、交渉の基盤からドロップアウトしているのかもしれない。

〈働く権利〉ではなく「生きる権利」

国家主権がゆらいでいるとはいえ、私たちの権利要求の対象は目下のところ国民国家です。たとえ「外圧」のインパクトは非常に大きくなったとしても、人権は国家において保障されなくてはなりません。そう考えると、選挙権という政治的権利がいかに重要であるかを思わずにはいられません。現状は金持ちも貧乏人も女も男も同じく1票という制度がまだ維持

されています。しかし政治不信がその要因ではありますが、低迷する投票率や票の重みの地域格差など、民主主義システムはその有効性を失いつつあります。このままでは利害関係のある人々が動員される選挙という形で、実質的な制限選挙へと退行しかねないのではないかという恐れを持たずにはられないのです。

反動的な動きはすでに生じています。2009年12月に総務省は「経費節減」を理由に、事務連絡にて、選挙入場券の世帯一括送付を指示しました。私の住んでいる京都は個人に送付されるので、不覚にも気がつきませんでした。例えば仙台市は2010年から実施し、市民の抗議が起こっています。この世帯単位への退行は、どのくらい広がっているのか調査する必要がありますが、2010年時点において、政令指定都市では、札幌、川崎、京都、広島、北九州、福岡は個人単位を維持しているとのこと。大阪は入っていません。ということは世帯単位なのですね？ 世帯主名で世帯成員の入場券が一括して送られてくるのです。こうした反動的動向に私たちは継続して注意を向けていかななくてはならないと思います。

〈女性の人権という政治課題の今日的重要性〉

人権とは個人のもので、世帯単位の人権というのはありません。世帯の中で暮らしてしようと、一人で生活してしようと、人権は世帯単位ではないのです。世帯の中で脅かされ蹂躪されることが少なくない女性や子どもの人権がようやく可視化し、女性に対する暴力との闘いは世帯の枠、国家の境界を超えた新しい段階のフェミニズム運動を世界レベルで出現させています。インターネットの発達は「越境」をますます容易にし、ハッシュタグ・フェミニズムと呼ばれる、このツールを用いたフェミニズム運動は、世界を席卷しています。性暴力を告発する #metoo運動、女性殺人を許さない #niunamenos（これ以上一人の女性も殺させない）など、女性に対する暴力の問題を告発し、大きな政治的インパクトを発揮できる動きを、女性たちは国境を越えて作りだし、連帯を形成しています。興味深いことに女性に対する暴力と闘うグローバルな女性運動は「ストライ

キ」を呼びかける運動なのです。生産労働も再生産労働も含んだストライキです。そしてグレッタ・トゥンベリさんのような若者も自らの行動をストライキと呼んでいます。「ストライキ」はかつてのような働く権利の主張から、生きる権利の主張へと変化していると言えるのではないのでしょうか。

日本においても、相次ぐ性暴力無罪判決に抗議して昨年4月から呼びかけられてきたフラワーデモは、回を追うごとに拡大し、この3月8日の最終回には、ついに全国47都道府県での開催に達しています。

〈女性主体の不可逆的变化：もはや女たちを黙らせることはできない〉

第二波フェミニズム運動とグローバルなジェンダー課題への取り組みの推進は、経済のグローバル化の進行と超国家的フレームの登場によって実現しました。この競争的な「自由」空間の出現は「優秀な」女性たちの「能力発揮」を促す一方で、草の根の女性たちのグローバルな連帯をも推進してきました。「個人的なことは政治的である」ことの発見に始まる女性主体の変化は、もはや世帯に回収されることのない女性自身の人権の要求として、女性に対する暴力との闘いをグローバルに展開しています。女性たちは言葉を奪われ黙らされてきた「無力な犠牲者」から、自らの人生を決定し、自らのニーズを認識し、社会に対して要求する主体へと変化してきました。女性を黙らせる様々な暴力と圧力は今なお存在していますが、この女性の変化はもはや後戻りすることのない、不可逆的な変化であり、もはや女たちを黙らせることはできないと思うのです。

【主要参考文献】

- ・ Beckman, Peter R. & D' Amico, Francine (eds.), 1994, *Women, Gender, and World Politics-perspectives, politics, and prospects*. London: Bergin and Garvey
- ・ Boserup, Ester, 1970, *Woman's Role in Economic Development*. London: George Allen & Unwin Ltd.
- ・ 橋本ヒロ子 (2015) 「女性の地位向上と国連の役割」JAWW 女性監視機

構、<http://jaww.info/20151126cswhashimoto.pdf>

- ・ Himmelweit, Susan, 2002, “Making Visible the Hidden Economy: The Case for Gender-Impact Analysis of Economic Policy,” *Feminist Economics* 8.1
- ・ Himmelweit, Susan, 2017, “Changing Norms of Social Reproduction in an Age of Austerity,” 『ジェンダー研究：お茶の水女子大学ジェンダー研究所年報』第20号
- ・ 伊田久美子 (2017) 「新自由主義とフェミニズム——女性主体の視点から」 『ジェンダー研究：お茶の水女子大学ジェンダー研究所年報』第20号
- ・ 伊田久美子 (2018) 「イタリアにおけるフェミニズム運動の新たな動向：世代間継承の可能性」 牟田和恵編 『架橋するフェミニズム：歴史・性・暴力』 松香堂書店 <http://hdl.handle.net/11094/67844>
- ・ Rathgeber, Eva M., 1989, *WID, WAD, GAD: trends in research and practice*, Ottawa: International Development Research Centre
- ・ Sassen, Saskia, 1998, *Globalization and Its Discontents*, New York: The New Press (サスキア・サッセン (2004) 『グローバル空間の政治経済学——都市・移民・情報化』 田淵太一他訳、岩波書店)